

社会福祉法人 野里福祉会

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野里福祉会の役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要なことを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 本会の役員は非常勤役員とし、理事長・理事・監事とする。
- (3) 評議員等とは、評議員及び法人が委嘱した顧問、各種委員会等の委員をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費又は実費弁償費であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員等に対して、職務執行の対価として報酬を支払うものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 役員に対して各年度の総額が360,000円を超えない範囲で本規程に定める支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- (1) 役員及び評議員等 1日につき 5,000円を支給する。
- (2) 監事の会計監査の時 1日につき10,000円を支給する。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事及び監事等が理事会に出席したときは、第4条のとおり報酬を支払うことができる。なお、同日に評議員会に出席又は法人の業務を行った場合は、第4条の報酬は支払わないものとする。

- 2 理事及び監事が理事会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、理事会に出席した時と同様に、第4条のとおり報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、第4条のとおり報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬は支払わないものとする。
- 4 評議員が評議員会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、評議員会に出席した時と同様に、第4条のとおり報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設運営のための業務

にあたった場合は、第4条のとおり報酬を支払うことができる。

- 2 理事及び顧問が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合、又は評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、第4条のとおり報酬を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、第4条のとおり報酬を支払うことができる。

(各種委員の委員会の出席報酬等)

第7条 各種委員が委員会等に出席したときは、第4条のとおり報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第8条 役員等がその職務のために出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。旅費の支給方法は本会旅費規程に準用する。

(報酬及び費用の支給方法)

- 第9条 役員及び評議員等に対する報酬及び費用は、理事会又は評議員会、各種委員会への出席や法人・施設運営のための業務にあたった都度又は、一月分をまとめて支払うことができる。
- 2 報酬及び費用は現金により本人に支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する理事及び各種委員等はこの規程を適用しない。

(公表)

第11条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経なければならない。

附則

1. これまでの「役員報酬及び費用弁償に関する規程」「評議員の報酬に関する規程」「評議員選任・解任委員の報酬に関する規程」を廃止する
2. この規程は、令和3年6月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。